

# 第13次鳥獣保護管理事業計画の概要

鳥獣保護管理事業計画は、「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に規定される、いわゆる法定計画で、国が定める「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」に即して、知事が鳥獣保護管理行政を実施していくために定める計画である。

## 第一 計画期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日（5年間）

## 第二 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区等に関する事項

- 1 鳥獣保護区  
47箇所（51,768ha）中、存続期間が終了する31箇所（31,256ha）を更新する。（存続期間10年または20年）
- 2 特別保護地区  
7箇所（1,206ha）中、存続期間が終了する箇所は無い。変更等の予定も無い。
- 3 休猟区  
現在、指定箇所は無く、新たな指定も予定していない。
- 4 狩猟鳥獣の捕獲禁止区域  
ニホンジカ及びイノシシ以外の狩猟鳥獣の捕獲等を禁止する、既指定区域7箇所（5,005ha）を更新する。

## 第三 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

ニホンキジとヤマドリについて、引き続き人工増殖と放鳥を実施する。

## 第四 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

- 捕獲等又は採取等の許可に当たり、捕獲目的に応じた許可基準をそれぞれ設定する。
- 過去5年程度の期間に常時強い害性が認められる種については、被害発生予察表に基づく予察捕獲を可能とする。ただし、指定管理鳥獣（ニホンジカ及びイノシシ）及び外来鳥獣についてはこの限りでなく、また、適正管理計画を策定した鳥獣種については同計画に基づき予察を含めた管理を行う。
- 小型のはこわな等により、アライグマ、ハクビシン等の鳥獣を捕獲する際、農林業被害の防止の目的で農林業者が自らの事業地内において捕獲する場合であって、1日1回以上の見回りを実施するなど錯誤捕獲等により鳥獣の保護に重大な支障を生じないと認められる場合、狩猟免許を受けていない者であっても許可を可能とする。
- 豚熱（CSF）等、野生鳥獣に関する感染症の拡大が懸念される場合は、防疫措置を徹底し、捕獲及び捕獲物等の処理を行うよう指導する。
- ツキノワグマやニホンカモシカを錯誤捕獲した場合に迅速かつ安全な放獣が実施できるように、事業実施者に対して、事前の放獣体制の構築及び放獣場所の確保に努めるとともに、錯誤捕獲の実態について報告するよう指導する。

## 第五 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域及び猟区に関する事項

- 1 特定猟具使用禁止区域  
銃器を特定猟具とする既指定区域150箇所（51,492ha）中、存続期間が終了する1箇所（188ha）を、5年の期間で再指定する。  
現在、わなを特定猟具とする指定区域は無く、新たな指定も予定していない。

- 2 特定猟具使用制限区域  
現在、指定は無く、新たな指定も予定していない。
- 3 猟区  
現在、指定は無く、新たな指定も予定していない。
- 4 指定猟法禁止区域  
1箇所（104ha）中、存続期間が終了する箇所は無い。変更等の予定も無い。

## 第六 特定計画の策定に関する事項

- 1 第一種特定鳥獣保護計画  
現在、作成はしていない。また、作成の予定はない。
- 2 適正管理計画（第二種特定鳥獣管理計画）  
適正な個体数レベルへの誘導を行う必要がある鳥獣について、適正管理計画を策定し、鳥獣保護管理法に基づく特例を活用するなどして各種施策を展開する。  
**■適正管理計画策定鳥獣**  
ニホンジカ、ニホンカモシカ、ニホンザル、イノシシ、ツキノワグマ、カワウ

## 第七 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

科学的知見に基づいた鳥獣の保護管理及び保護施策の適切な推進を図るため、研究機関等や有識者の助言等を得ながら県内の鳥獣の分布・密度等の調査を実施する。

## 第八 鳥獣保護管理事業の実施体制に関する事項

- 1 鳥獣行政担当職員  
鳥獣保護管理事業を実施するために、専門的な知識や技術等を有する人材を適所に配置するとともに、人材の育成・確保に努める。また、関係法令等専門的知識の習得を図る。
- 2 鳥獣保護管理指導員  
鳥獣保護管理事業を補助するため、地域的なバランスを考慮し鳥獣保護管理指導員65名を配置する。
- 3 保護及び管理の担い手の育成及び配置  
狩猟免許取得の促進のための各種取組として、狩猟初心者への技術的支援（わな猟初心者研修会等）、狩猟関係の手の利便性の向上（狩猟免許試験の土・日曜日開催、地域要望型試験の開催等）に努める。  
出猟経験者の捕獲技術の向上（実践者研修会の開催等）を図り、継承していくための仕組みづくりに努める。

## 第九 その他

- 傷病鳥獣救護への対応  
傷病鳥獣の救護にあっては、人と鳥獣との適切な関係の構築に向けて、県民の参画等による普及啓発が重要であることから、市町村、動物園、自然保護団体等との連携を図る。
- 感染症への対応  
野生鳥獣に関する感染症に備えて、関係機関との連携を図り、迅速かつ適切に対応するため、情報の収集、分析及び県民への正確な情報提供と風評被害の防止を図る。
- 安易な餌付けの防止  
鳥獣への安易な餌付けが、人の与える食物への依存、人馴れが進むこと等による人身事故、農林水産業への被害の誘因等となるため、鳥獣への安易な餌付けの防止についての普及啓発等に取り組む。
- 愛鳥モデル校の指定  
野鳥保護活動に取り組んでいる小学校等計12校を「愛鳥モデル校」に指定し、野鳥の保護・観察活動を通して愛鳥思想の普及を図る。